高浜町農業委員会非農地証明に関する事務処理規定

令和４年３月２６日
農業委員会告示第５号

（趣旨）
第１条
この規定は、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第１項に規定する農地を農地以外の地目に変更することに係る非農地証明書（以下「証明書」とい。）の交付に関する事務の円滑かつ適正な運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条
この規定において、「非農地」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす農地のことをいう。
（１）天災地変によって農地及び採草放牧地以外の土地となった場合
（２）農地法第４条第１項第８号に規定する転用規制の例外に該当する場合
（３）登記簿上の地目が農地であっても、昭和２１年１１月２１日以前に現況が農地以外となったもので、この規定で処理することが妥当と認められる場合
（４）その他農地以外となった実情および実態が、次のア・イにより周辺農地に被害を及ぼさない農地であると農業委員会が認めた場合
ア　登記簿上の地目が農地であっても、２０年以上、現況が非農地の状態と認められること。ただし、地方公共団体が行う公共事業に係る農地については、この限りでない。
イ　原則、アの状態であっても農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある土地でないこと。ただし、植林された土地についてはこの限りでない。
２　証明書を交付するに当たっては、建物の登記事項証明、固定資産課税証

明、その他写真等で客観的に当該交付の適否を証明できる資料及び現地調査の結果に基づいて判断するものとする。

（処理手続）

第３条

証明書の交付に係る事務処理は、次のとおりとする。

（１）証明書の交付を受けようとする者（土地所有者に限る。）は、高浜町農業委員会（以下「農業委員会」という。）に対し、非農地証明申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

（２）申請書には、所有者を確認できる書類（例：土地の登記事項証明、固定資産税課明細書(写し)等)、付近図、地籍図、配置図、当該地係の農家組合長の意見書（様式第２号）を添付するものとする。

（３）農業委員会は、申請書の提出を受けたときは、原則として農業委員及び農業委員会事務局職員により遅滞なく現地調査を行い、その結果を非農地（現況）現地調査報告書（様式第３号）に記録し、保管するものとする。

（４）証明書の交付は、農業委員会定期総会の議決を経るものとする。

（５）農業委員会定期総会で決定された非農地については、非農地証明書（様式第４号）を交付するものとする。

（指導）

第４条

農業委員会は、証明書の交付ができない場合には、農地としての活用又は農地法に基づく農地転用許可申請の提出を指導するものとする。

附　則

この規定は、平成２４年１月３０日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年８月２９日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年３月２６日から施行する。